

**二酸化炭素排出抑制等対策事業費補助金
(地域経済と連携した省 CO2 化手法促進モデル事業) 公募要領**

平成 28 年 7 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業）を実施する者の募集を行います。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「地域経済と連携した省 CO2 化手法促進モデル事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について環境大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法について
6. 問合せ先

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

別表
別紙

- ・応募申請書【様式1】
- ・実施計画書
 - 「バルクリースによる低炭素設備導入調査事業」：【様式2-1】
 - 「バルクリースによる低炭素設備導入支援事業」：【様式2-2】
- ・経費内訳
 - 「バルクリースによる低炭素設備導入調査事業」：【様式3-1】
 - 「バルクリースによる低炭素設備導入支援事業」：【様式3-2】

(参考)

- ・ハード対策事業計算ファイル
- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈初版〉（平成24年7月環境省地球環境局）

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、二酸化炭素の大幅な削減が期待される高効率な設備の導入が進んでいない中小規模地方公共団体や事業者を対象に、ファイナンスリース（以下「リース」という）を活用し複数の施設に集中的に導入する手法（以下「バルクリース」という。）により、初期投資の調達等の課題を解決し導入促進を実現できる諸条件を導き出し、全国で大幅な二酸化炭素排出量を削減する設備導入を加速化させることを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。
このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成28年4月1日環地温発第1603301号。以下「交付要綱」という。）及び地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業実施要領（平成28年4月1日環地温発第1603291号。以下「実施要領」という。）の規定に従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細はp13「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

（注意事項）

- ・ 事業開始（設備購入に係る契約や発注を含む）は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ環境大臣に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 補助対象となる事業

本補助金の対象は（１）に適合する（２）の事業とします。

（１）対象事業の基本的要件

（ア）事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること

（イ）提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること

（ウ）本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法律第２条第４項第１号に規定する給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

（２）事業概要

（ア）事業の目的

本事業は、バルクリースにより、中小規模地方公共団体が、地域のリース会社・地元工事会社等を活用して複数の公共施設を一括して省ＣＯ２改修を行うことで、地域内で資金を循環させながら公共施設を一括改修するスキームのモデルを形成することを目的とします。

（イ）交付の対象となる補助事業

本事業では、以下の要件を満たす者を対象とします。

a. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

低炭素設備の導入を検討する中小規模地方公共団体の複数施設において、改修によるＣＯ２削減効果、バルクリースを活用した場合の費用対効果や、投資回収に必要な年数等について調査を行う事業。

① 申請者

補助金の交付を申請できる者は、市町村及び地方公共団体の組合（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条に規定する地方公共団体の組合。以下「組合」という。）とします（ただし、構成する地方公共団体の人口が２５万人未満の組合に限る。）。

② 補助要件

ア 対象とする施設は、①の申請者（２者以上の申請者が共同で申請する場合も含む。）が保有する複数の公共施設であること

イ 対象とする設備の空調施設・給湯設備・照明設備等（以下「設備」という。）を低炭素設備に改修するために必要な調査及び計画（以下「設備改修計画」という。）の策定を行うものであること。設備改修計画の策定に当たっては、複数種類の設備が複数の施設に導入[※]されることを前提とし、以下の事項について検討するものとする。

<検討事項>

i	対象とする施設ごとの設備の現状把握（数量、エネルギー使用量、光熱費及び維持管理費、二酸化炭素の排出量等）
ii	対象とする施設ごとの低炭素設備の導入数量、導入費用、導入による効果（エネルギー削減量、削減された光熱費及び維持管理費、二酸化炭素削減量等）、削減された光熱費及び維持管理費による導入費用の回収に必要な年数等
iii	各々の低炭素設備が複数の施設に導入されることを前提とし、バルクリースによる効果（低炭素設備導入費用の削減効果、導入費用の削減による改修に必要な年数の短縮等）の試算

※複数種類の設備が複数の施設に導入の例

改修対象施設：A・B・C

改修対象設備：照明、空調、給湯（新設は補助対象外とする）

A	B	C	
照明・空調	照明・空調	照明・給湯	⇒補助対象
照明・空調	照明・空調	給湯	⇒補助対象
照明・空調	照明	空調	⇒補助対象
照明・空調	照明	照明	⇒補助対象外
照明	照明	空調	⇒補助対象外
照明	空調	給湯	⇒補助対象外
照明	照明	照明	⇒補助対象外

b. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

バルクリースによる低炭素設備導入に対して、支援する事業

① 申請者

補助金の交付を申請できる者は、アからオまでのいずれかに該当する者（ただし、定款又は寄付行為において低炭素設備に係るリースを行うことが可能な者に限る。）とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を得て適当と認める者

② 補助要件

ア 対象とする施設は、(イ) a. の事業を実施した結果に基づき、選定した施設であること。

イ (イ) a. の事業で策定した設備改修計画に基づき、事業を実施すること。

(ウ) 業務の実施体制

本事業は、単独の事業者が実施するほか、複数の事業者と共同で行うことも可能です。共同事業の場合、その代表者が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者とします。

代表者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、統括的な責任を有します。また、代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、やむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後に変更することはできません。

(エ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」及び「別表」参照）の次の割合を補助します。

a. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

定額（ただし、上限は2,000万円）

- ①総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- ②補助対象経費と上限2,000万円を比較して少ない方の額を選定する。
- ③①と②の額を比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また選定された額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。

b. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

対象経費の1/3を上限に補助（ただし、上限は8,000万円とする。）

- ①総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- ②補助対象経費と上限8,000万円を比較して少ない方の額を選定する。

(オ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

交付決定日以降に事業を開始し、平成29年2月28日までに事業を終了するものとします。

ただし、単年度での実施が困難なb.バルクリースによる低炭素設備導入支援事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を3年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度毎に行っていただく必要があります。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目等について環境省において書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素排出量に係る削減量や費用対効果、対象設備や対象地域、他の事業者への波及性等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

【事務局による書類審査内容】

- ・公募要領や交付要綱に定める各要件を満たしていること。
- ・必要な書類が添付されていること。
- ・書類に必要な内容が記載されていること。
- ・事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行う事となります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払を完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を環境省に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費の区分>

a. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

事業を行うために必要な人件費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（市町村常勤職員の人件費及び共済費を除く）

b. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

発注したバルクリースを活用した設備導入経費のうち、リース料金に含まれる補助対象機器の取付工事に必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費及び測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

<補助対象外経費の代表例>

- ・既存施設の撤去費
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費等

(4) 補助対象事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に事業を開始してください。

※交付決定後に契約、発注を行うこと。

それ以前に着手した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(5) 事業の完了

支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

(6) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(7) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(8) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(9) 事業報告書の作成及び提出

以下により事業報告書の作成・提出することとします。

a. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

①事業報告書の記入事項

ア 設備改修計画

本報告の対象とする年度において、その年度の3月末時点の設備改修計画を別紙にて提出すること。

イ 計画に変更があった場合の原因

補助事業により策定した設備改修計画と内容に変更があった場合、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること。

②事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。ただし、b.の補助事業の事業報告書が提出された場合、

その年度以降の提出は不要とする。

b. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

①事業報告書の記入事項

ア 低炭素設備の稼働状況

本報告の対象とする年度における低炭素設備の稼働状況を記入すること。

イ 二酸化炭素の削減量

i. 削減量

本報告の対象とする年度において、補助事業により導入した低炭素設備のうち稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠とともに記入すること。

ii. 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

i. の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合にその原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

ウ 今後の取組

バルクリースによる省CO₂改修の推進について、報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

②事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

(10) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の即する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

5. 応募の方法について

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載するとおりです。

なお、応募書類のうち、様式2（実施計画書）、様式3（経費内訳）とし、応募書類の作成に当たっては、必ず以下のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

（HPアドレス <http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>）

様式2の実施計画書については、補助対象設備であることを確認できる書類（機器仕様、図面）等を参考資料として必ず添付し、様式3の経費内訳については、別表の区分・費目・細分に従って記載してください。

また、代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む）の概要に関する資料（パンフレット等）とともに、3.（2）書類審査内容に記載のある経理的基礎に関し、直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

※法人設立時期の関係で2期分の決算書が存在しない場合には、直近期の試算表及び1期分の決算書などを提出してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

応募書類に不備・不足がある場合は、原則応募を受理しませんので、ご注意ください。

(2) 公募期間

平成28年7月15日(金)から8月9日(火) 17時必着

※受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けませんのでご留意願います。

(3) 提出方法

(1)の書類(紙)を正1部、副6部を同封の上、郵送して下さい(ファイリングは不要ですが2つ穴の紐とじとしてください。)

加えて、当該書類(正本と同じ内容)の電子データを保存した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1部を提出してください(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。)

○ 提出先

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
(地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業 担当)

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351(内線7720) FAX：03-3580-1382

※封筒の表に、必ず赤字で「地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業 応募書類在中」と記してください。

※環境省から応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡は致しません。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。なお、応募書類の持ち込みは受理しないので注意すること。

○ 提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

6. 問合せ先

公募全般に対する問い合わせは、原則として、質問票のフォームに質問事項を記入して電子メールにてお願いします。質問票は環境省のホームページからダウンロードしてください。（電話、来訪等による問合せには対応しません。）

<メール件名記入例>

「【〇〇市】H28 地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業について問合せ」

<問合せ先>

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp

<受付期間>

平成28年8月2日（火）17時まで

<回答>

平成28年8月4日（木）17時までに、電子メールにより行います。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業の予算の範囲内で交付するものとし、適正化法等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成29年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を環境省に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託契約等を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して2.（1）に定める期日までに対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 3 月 10 日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を環境省宛てに提出していただきます。

環境省では、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果は公表する場合があります。

(5) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省補助事業で取得した財産である旨を明示しなければなりません。

(6) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の納付等の措置をとることがあります。

(7) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、当該年度の翌年度の 4 月末までに当該補助事業による過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、実施要領に定める事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

ただし、バルクリースによる低炭素設備導入調査事業の補助事業者は、バルクリースによる低炭素設備導入支援事業の事業報告書を提出した場合、その年度以降の提出は不要とします。

4. その他

本補助金は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 42 条第 1 項及び所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第 1 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場</p>
		材料費	
		労務費	
		直接経費	
		(間接工事費)	
共通仮設費			
現場管理費			

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
		一般管理費	<p>経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 344 496 405">号</th> <th data-bbox="496 344 1177 405">区 分</th> <th data-bbox="1177 344 1386 405">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 405 496 456">1</td> <td data-bbox="496 405 1177 456">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1177 405 1386 456">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 456 496 508">2</td> <td data-bbox="496 456 1177 508">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1177 456 1386 508">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 508 496 560">3</td> <td data-bbox="496 508 1177 560">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1177 508 1386 560">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。